

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改  
正する条例の制定について

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

---

(提案説明)

災害その他非常の場合において、給排水設備に係る復旧工事を円滑に  
実施できる体制を確保するため、本条例を制定するものであります。

日立市水道事業給水条例及び日立市下水道条例の一部を改  
正する条例

(日立市水道事業給水条例の一部改正)

第1条　日立市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）の一部を次  
のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第  
177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省  
令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「工  
事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、  
あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

第9条第2項を削る。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

工事の施工及び設計は、管理者が法第16条の2第1項の規定に  
より指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が  
行う。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町  
村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定  
により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同  
じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が工事を施工する必  
要があると認めるときは、この限りでない。

2　指定給水装置工事事業者は、前項の規定により工事を施工しよう  
とするときは、あらかじめ工事設計等について管理者の審査を受け、  
これに合格した後でなければ工事に着手してはならない。

第17条第3項中「修理を必要」を「修繕を必要」に、「指定給水装置工事事業者に修理の申込み」を「修繕」に改め、同条第4項及び第5項中「修理」を「修繕」に改める。

(日立市下水道条例の一部改正)

第2条　日立市下水道条例（昭和47年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「したとき」を「したとき又は災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考

### 改正要旨

1 災害その他非常の場合において、公営企業管理者が必要があると認めるとときは、他の市町村長（公営企業管理者を含む。）が指定をした者等が給排水設備に係る工事を施工できることとした。